

令和4年度 江戸川労働基準監督署の行政運営

～誰もが安心して働き活躍する TOKYO へ～

「働き方改革」の推進を通じて労働環境の整備に取り組みます



管内状況

当署の管轄区域は江戸川区です。江戸川区は東京都の東部に位置し、東は江戸川、旧江戸川を隔てて千葉県市川市と浦安市に、西は荒川、旧中川を隔てて江東区と墨田区に、北は葛飾区に隣接しています。

管内の適用事業場数は20,228事業場で、176,836人の労働者が就労しています(平成28年経済センサス活動調査による)。

産業の特徴としては、適用事業場のうち、商業が22.5%、飲食店などの接客娯楽業が12.1%を占めておりますが、これらの多くは鉄道各駅付近に集中しています。

管内の鉄道網は東西方向に発達し、JR京葉線、東京メトロ東西線、都営新宿線、JR総武本線、京成本線が走っており、いずれも千葉県と都心を結んでいます。

また、首都高速湾岸線、中央環状線、7号小松川線が通り、道路網が発達していることから道路貨物運送業(運輸交通業の一部)が盛んで、トラックターミナルも設置されています。

江戸川労働基準監督署の業務と状況

1 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行います。また、管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者の労働時間把握が義務化されたこと、面接指導の対象要件が拡大されたこと等改正労働安全衛生法の履行確保を引き続き推進します。

2 中小企業及び時間外労働上限規制適用猶予業種を中心とする改正労基法等の周知及び支援

当署管内の中小企業事業者の皆様や令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用される建設業、道路旅客・貨物運送業及び医療保険業の事業者の皆様に対して、長時間労働の削減に取り組んでいただくことを促すため、労働時間相談・支援班が中小企業事業主団体への出張説明会や監督署での説明会及び個別訪問を実施し、働き方改革関連法をはじめとした労働関係法令や労務管理・健康管理について、きめ細やかな周知及び支援等を行います。

また、労働時間相談・支援コーナーにおいては、常時、労働時間相談・支援班が中小企業事業者の皆様からの相談に対応し、法制度の説明や具体的な改善策について、丁寧な対応に努めます。

3 死亡災害等の撲滅及び労働災害の発生状況に応じた労働災害防止の徹底

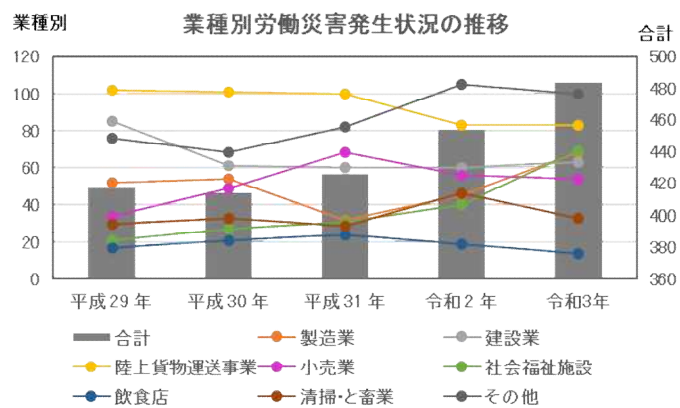
(1) 労働災害の防止対策

令和3年に発生した休業4日以上の労働災害は484件で、前年より30件増加しました。

業種別にみると、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）が最も多く、次いで、新型コロナウイルス感染の影響により災害が急増した社会福祉施設（保健衛生業）3番手が製造業の順で発生しており、これらを合わせると全体の約45%となります。

また、建設業の災害も高止まりとなっております。

死亡災害については、平成24（2012）年の8件以降減少し、平成29年には0件となりましたが、それ以降は毎年1件から4件の幅で発生しています。令和3年は3件発生し、製造業で2件、社会福祉施設（保健衛生業）では新型コロナウイルス感染による死亡が1件発生しました。



【第13次労働災害防止計画】

当署では、平成30年度からの5年間の本計画において、「死亡災害を発生させない」「2022年の休業4日以上の死傷災害を396人以下（5%以上減少）とする」ことを基本目標に挙げ、重点業種である製造業、建設業、道路貨物運送業に対する各種指導の実施、第三次産業及び道路貨物運送業における腰痛災害の5%以上減少等に取り組んでいます。

化学物質対策

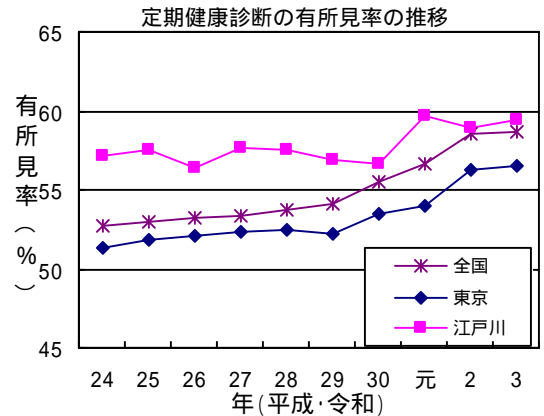
職業ガンなどの職業性疾病を防止するため、化学物質を取り扱う事業場に対しては、重点的に臨検監督等を行い、ばく露の防止、管理の徹底について指導を行います。

健康確保対策

当署管内の労働者数 50 名以上の事業場における定期健康診断結果の有所見者数の割合は 59.4%で、全国及び東京の平均値を上回っています(全国 58.7%、東京 56.5%)。

また、ストレスを感じる労働者の割合も増加していることから、メンタルヘルス、心身の健康づくり、快適な職場づくりの取組みについて推進を図ります。

引き続き、健康づくりを推進する「健康づくり研究会」(東京労働基準協会連合会江戸川労働基準協会支部と共催)を運営し、セミナー等の講習会も開催します。



4 一般労働条件の履行確保・最低賃金の周知

一般労働条件の履行確保対策

労働相談及び申告への対応

令和 3 年に寄せられた労働相談は 5,426 件でした。

相談内容は、賃金不払 1,068 件、労働時間制度等 768 件、年次有給休暇 669 件、就業規則 332 件、解雇 742 件でした。

このうち労働基準法等の法令違反に関する申告の受理件数は 85 件で前年より 20 件減少しました。

申告内容は、賃金不払が最多の 67 件、次いで解雇が 9 件でした。

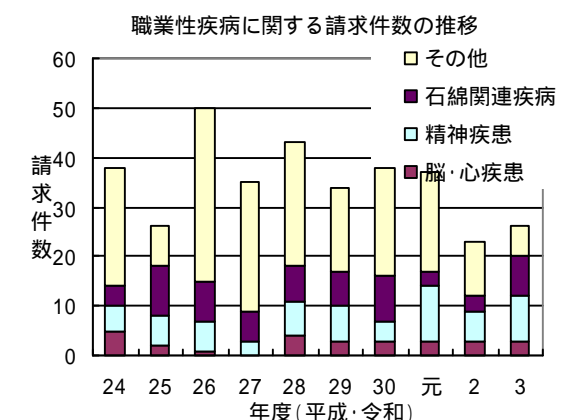
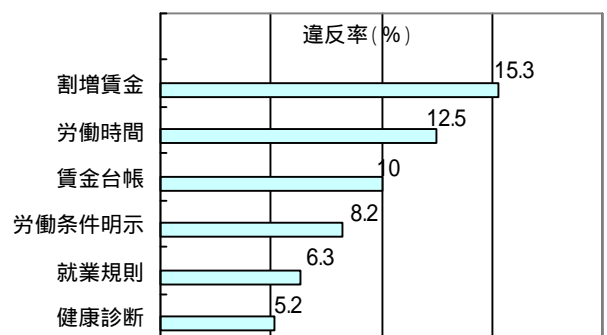
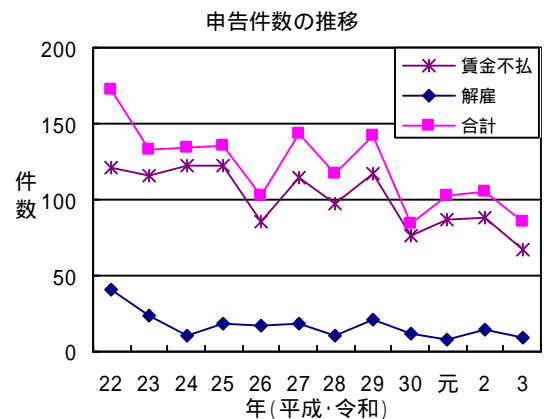
事業場に対する監督指導

令和 3 年度に監督指導を実施した事業場数は 598 件でした。そのうち 271 事業場で法違反が認められ、違反率は 45.3% (前年度 45.4%) でした。

今後も労働基準法、最低賃金法等の履行確保のため、長時間労働の抑制や賃金不払残業の解消をはじめ、一般労働条件確保改善対策の推進を図ってまいります。

最低賃金額の周知

令和 3 年 10 月 1 日から、東京都最低賃金は **時間額 1,041 円** となっています。最低賃金額は、原則毎年 10 月に改正されるのでご確認ください。また、労働者の賃金引上げのための環境整備に役立つ業務改善助成金等、各種国の助成金についてもご案内しておりますので、ぜひご活用ください。



5 迅速・適正な労災補償業務の推進

労働保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用されます。そのうち労災保険は、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷、疾病に対して保険給付を行う制度です。

令和3年度の職業性疾病(熱中症を除く)に関する請求件数は20件、うち脳心臓疾患3件、精神疾患9件、石綿関連疾病8件でした。

引き続き、労災保険の請求に対し、迅速・適正な処理を行い、労働保険の適用については、未手続き事業場の解消を図ります。

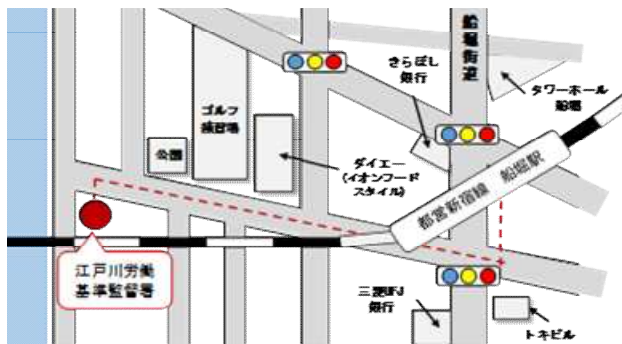
新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導、職場における感染防止対策の推進、感染症に係る的確な労災補償に取り組めます。

江戸川労働基準監督署の組織

第1・3方面 (監督関係) (03)6681-8212	一般労働条件確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・賃金不払等法違反の申立て(申告)や労働条件相談の対応 ・重大、悪質な事案に対する司法処分(送検等) ・就業規則, 時間外労働協定等各種届の審査及び受理 ・労働時間の相談及び支援業務
第2方面 (安全衛生関係) (03)6681-8213	労働災害防止・健康管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の計画届, 足場等の設置届の受理及び審査 ・労働者死傷病報告, 健康診断結果報告等の受理 ・健康管理, 健康増進に関する周知指導 ・労働災害の調査
労災課 (労働保険関係) (03)6681-8232	労働保険の適用・徴収, 労災保険の給付に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の加入, 保険料の徴収 ・労災保険の給付の決定(石綿救済法を含む) ・その他労災保険に関する相談
業務課	庶務・会計等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・庶務及び会計等の業務
総合労働相談コーナー (03)6681-8125	総合労働相談に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法や個別労働紛争についての相談

江戸川労働基準監督署

〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-4-11 (都営新宿線船堀駅から徒歩7分)
窓口取扱時間は8:30~17:15 (土日祝祭日等は閉庁)です。



東京労働局ホームページの「江戸川労働基準監督署からののお知らせ」には、各種情報を掲載しております。是非ご覧ください。

QRコード



(令和4年4月)